

令和6年第2回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案
(その2)

令和6年6月26日提出

目 次

| | | |
|-----------|--------------------------------|---|
| 議会議案第 3 号 | 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書----- | 3 |
| 議会議案第 4 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書----- | 6 |

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和6年6月26日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 木山 耕治

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 吉川 ひかり

同 菊池 雅介

同 伊藤 素明

(提案理由)

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求めるため

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書

世界の国々がジェンダー平等を達成するための最も重要な国際基準は、1979年に国連で採択された女性差別撤廃条約とその実効性を高めるために1999年に採択された女性差別撤廃条約選択議定書（以下、「選択議定書」という。）である。女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち、選択議定書を批准している国は115か国に上るが、日本は1985年に条約を批准しながらも、いまだに選択議定書を批准していない。

また、女性差別撤廃条約の締約国は、自国の条約実施状況を報告する義務があるが、2024年10月には、日本政府の報告に対して8年ぶりに国連女性差別撤廃委員会の審議が行われる。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の2つの手続を定めており、これを批准することで国際的な人権基準に基づく女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくす取組の実行力が強まることになる。2024年の世界経済フォーラムの報告書では、日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中118位である。前年の125位から順位を上げたとはいえ、男女の賃金格差、女性に対する性暴力・セクハラなどに対する法整備の必要性など、日本のジェンダー平等は、いまだ道半ばと言わざるを得ない。選択議定書の批准は、このような現状を変えるための大きな一歩である。

よって政府においてはジェンダー平等を実現し、全ての人権が尊重される社会をつくるため、選択議定書の早期批准を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

外務大臣

法務大臣

茅ヶ崎市議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和6年6月26日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 阿部 英光

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 早川 仁美

同 金田 俊信

同 水島 誠司

同 柁木 太郎

(提案理由)

地方財政の充実・強化を求めるため

地方財政の充実・強化を求める意見書

昨今の地方公共団体には、急激な少子高齢化社会の到来を受け、子育て、医療、介護等の社会保障制度の整備が求められているとともに、人口減少を見据えた地域活性化対策や脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、極めて多岐にわたる役割が求められている。さらに、自然災害の激甚化、頻発化を踏まえた社会インフラの耐震化や地域医療体制の充実も求められている。

このため、2025年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府におかれては、地方財政の充実・強化を行うため、次の各事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引き上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 会計年度任用職員への勤勉手当の支給を含め、雇用の安定と処遇の改善が図れるよう十分な財政措置を行うこと。
- 5 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ、地域手当については県内で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合にゼロから16%もの大きな格差が生じていることや近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることなどから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 6 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保などを含めた財政措置を行うこと。また、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実を図ること。
- 7 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

あて

茅ヶ崎市議会